

一般財団法人朽木むらおこし公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人朽木むらおこし公社と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県高島市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域の活性化を図るため、むらおこし拠点施設の効率的な運営を行いつつ、地域に賦存する豊かな地域資源を活用した事業を推進し、地域の文化・産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新しいむらづくりと山村文化の創造を図るための地域住民と都市住民との交流に関する事業
- (2) 地域住民のコミュニティの育成に関する事業
- (3) 特産品の利活用による食文化の創造と提供に関する事業
- (4) 特産品の販路拡大のための調査研究及び普及に関する事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わ

る。

(公益目的支出計画実施報告書)

第 10 条 理事長は、毎事業年度、法令で定めるところにより公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金の分配)

第 11 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 12 条 当法人に、評議員 3 名以上 9 名以内を置く。

(選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第2節 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に

基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 20 条 理事長は、評議員会の開催の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項があるときは、当該事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前条の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2

名以上が議長とともに記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員 の 設置)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とする。

(選任 等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事 の 職務 権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任 期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、第24条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第29条 役員が次の一つに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報 酬 等)

第30条 役員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員 の 責任 の 免除)

第 3 1 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 9 8 条において準用する同法第 1 1 1 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の仕事の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第 1 9 8 条において準用する同法第 1 1 3 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 2 節 理事会

(構 成)

第 3 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 3 3 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の仕事の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第 3 4 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 事務局

(事 務 局)

第 38 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定 款 の 変 更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条の規定の変更につ

いても適用する。

(解 散)

第 4 0 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 4 1 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は 木村 隆 とする。